教育警務委員会会議録

Ⅰ　日　　時　令和８年９月29日（火）
　　午前９時57分開会
　　午前11時33分閉会

Ⅱ　場　　所　第４委員会室

Ⅲ　出席委員

委員長	瀬川　侑希
副委員長	立村　好司
委員	佐藤　則寿
〃	尾山謙二郎
〃	鍋嶋慎一郎
〃	大門　良輔
〃	永森　直人
〃	鹿熊　正一

Ⅳ　出席説明者

教育委員会

教育次長	矢野　康彦
教育次長・教育みらい室長	田中　宏育
教育次長	初田　正樹
参事・教育企画課長	森安　祐成
教育参事・教育みらい室県立高校課長	宮池　秀洋
参事・教育みらい室県立高校改革推進課長	丸田　祐一
教育みらい室課長（高校教育充実強化担当）	武末　宏和
教育みらい室課長（特命担当）	

江上　有紀

生涯学習・文化財課長

中川　武志

教職員課長　水上　優

保健体育課課長（食育安全担当）

川田　康弘

公安委員会

公安委員長　庵　栄伸

警察本部長　崎山　慶

警務部長　中村哲太郎

生活安全部長　青野　秀夫

地域部長　中川　保

刑事部長　中林　正範

交通部長　古川　秀治

警備部長　井上　数也

警務部参事官・首席監察官

水名　健

警務部首席参事官・警務課長

平野　聡

警務部参事官・会計課長

関口　健次

Ⅴ　会議に付した事件

1　９月定例会付託案件の審査

2　請願・陳情の審査

3　閉会中継続審査事件の申し出について

4　教育警務行政当面の諸問題について

5　行政視察について

Ⅵ　議事の経過概要

１　９月定例会付託案件の審査

（1）　質疑・応答

瀬川委員長　本定例会において、本委員会に付託されました諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件は、議案付託表のとおりです。これより付託案件についての質疑に入ります。質疑はありませんか。――ないようですので、質疑なしと認めます。

（2）　討論

瀬川委員長　これより討論に入ります。

討論はありませんか。――ないようですので、討論なしと認めます。

（3）　採決

瀬川委員長　これより付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託された諸案件のうち、まず議案第91号令和８年度富山県一般会計補正予算（第２号）のうち、本委員会所管分外１件及び報告第14号地方自治法第179条による専決処分の件のうち、本委員会所管分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

瀬川委員長　挙手全員です。

よって、議案第91号外１件及び報告第14号については、原案のとおり可決または承認すべきものと決しました。

２　請願・陳情の審査

（1）　請願に係る説明事項

瀬川委員長　請願は１件付託されていますので、当局から説明願います。

森安教育企画課長　請願第７号のうち、私からは項目６の前段、老朽化した施設の改修などについて御説明いたします。

学校施設の老朽化対策につきましては、長寿命化対策など、大規模な改修を伴いますものは新時代とやまハイスクール構想との整合性を図りながら検討することとしております。

また、緊急性や必要性の高い修繕につきましては、現在在籍している生徒が安全かつ安心して学べる環境を確保するため、引き続き必要な予算の確保に努めながら取り組みたいと考えております。

丸田県立高校改革推進課長　私からは、項目１から５について順次御説明させていただきます。

まず、項目１です。新時代とやまハイスクール構想につきましては、令和３年度以来、様々な御意見を伺いながら議論を進めてまいりました中で、学校規模を基準とした高校の統合ではなく、生徒にどのような教育を提供するのかが大事との御意見を多く頂いたところでございます。

こうした御意見を踏まえ、従来の学校規模を基準とした再編統合とは異なり、将来目指すべき県立高校の姿を描いた上で、そこから逆算的に各段階の姿を考える形で検討を重ね、現在の全日制県立高校34校全てを移行準備校と位置づけ、20校程度を目安とする新時代ハイスクールへと再構築していくことを基本としたところでございます。

また、各高校の同窓会につきましては、今後関係者の御意見をお聞きしながら、具体的な検討を進めることとしております。

続きまして、項目２です。新時代とやまハイスクール構想の推進には中長期の視点を持ちつつも、まずは第１期校の設置に向けた検討を進めることが大切であると考えております。このため、第２期、第３期を含めました構想の推進に必要となる要素を細分化してお示しします再構築ガイドラインと第１期校の具体像などを示す第１期設置方針を取りまとめました後、具体化の議論を加速させ、具体の学校づくりへの実行段階へと進めたいと考えております。

また、第２期以降の大規模校を含む学校配置の地域バランスや学校規模については、今後の社会情勢や各地域の生

徒数の変化などを踏まえながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、項目３と４を併せて御説明いたします。

意見交換会やパブリックコメントでは大規模校に対し、懸念と期待双方の御意見を頂いております。例えば、砺波や新川からは通いづらい、生徒が減少する中、大規模校は必要なのかなどの懸念の声がございます一方、学びたい学習を選べる単位制の大規模校になるとよい、時代が変化する中、これからの時代に合った力を身につける学習環境を整備してほしいなど、期待の声もございます。少子化が進むからこそ、生徒の多様な選択肢の一つとして、多くの仲間と共に多様な選択肢から学べる大規模校の意義があると考えております。大規模校の定員につきましては、その特徴である多様な学習内容を選択できる機能を果たすために必要な規模を確保することを前提に検討するべきものと考えておりまして、再構築ガイドラインが取りまとまった後、県内の学校配置のバランス、生徒のニーズ、将来的な生徒数の見通しや大規模校の理念、意義を踏まえ、学校規模や学科構成、必要となる施設設備などについて丁寧に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、項目５でございます。第２期の中高一貫教育校は、国の次期学習指導要領の検討の中で、小中高と継続的な質の高い学びが重視されていることも踏まえ、学力だけでなく、探究への意欲や思考力、表現力、協働する力などを育めるよう、社会課題につながる探究的な学びを深めるＳＴＥＡＭ教育を継続的かつ計画的に学べる学校とし、学術的な見識と豊かな感性を兼ね備え、これからの社会を創造できる人材を育成したいと考えております。

また、本県では初の公立中高一貫教育校となりますことから、幅広い年齢集団での教育実践や、大学との学術的な

連携などの成果や課題を他の高校や中学校に共有し、様々な地域における学校連携の強化や学びの質の向上につなげてまいりたいと考えております。

水上教職員課長　私からは、請願第７号のうち、項目６の後段について御説明いたします。

来年度の各学校における教員配置につきましては、各学校の教育課程や授業展開等の計画を精査し、学校固有の事情や要望を聞き取りながら検討していくことになります。県全体としての法定数が減少する中におきまして、どのような工夫ができるのか、学校とも丁寧に意見交換をしてまいりたいと考えております。

（2）　質疑・応答

瀬川委員長　ただいま当局から説明を受けましたが、これについて質疑はありませんか。――ないようですので、質疑なしと認めます。

（3）　討論

瀬川委員長　これより討論に入ります。

討論はありませんか。――ないようですので、討論なしと認めます。

（4）　採決

瀬川委員長　これより採決に入ります。

初めに、請願第７号「県内どこに住んでいても、学習の機会が保障されるよう、県立高校再編の検討を慎重にすすめることを求める請願」のうち、項目１、３、４、５を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手なしです。

よって、請願第７号のうち、項目１、３、４、５については不採択とすべきものと決しました。

同じく請願第７号のうち、項目２を採択することに賛成

の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。

よって、請願第７号のうち、項目２については採択すべきものと決しました。

同じく請願第７号のうち、項目６を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。

よって、請願第７号のうち、項目６については採択すべきものと決しました。

したがって、請願第７号については、一部採択すべきものと決しました。

（5）　陳情に係る説明事項

瀬川委員長　陳情は３件付託されておりますので、当局から順次説明願います。

森安教育企画課長　私からは、陳情第38号－２のうち、項目３について御説明いたします。

県立学校におきます感染症対策については、これまでも各学校の判断で迅速かつ柔軟な対策が取れるよう、学校裁量予算を確保し、各学校の実情に応じて設備や備品を整備してきたところでございます。引き続き各学校が必要な対策を実施できるよう、学校裁量予算の確保に努めたいと考えております。

川田保健体育課課長　私からは、陳情第38号－２のうち、１、２－２、４－２、５－２、６－２について御説明いたします。

まず、項目１についてです。

感染症対策については、国が最新の科学的知見を有していることから、国から新たな知見等が示された場合には、

教育機関に対し、その内容を踏まえた対応を周知してまいりたいと考えております。

次に、項目２－２と４－２についてです。

感染状況に応じたマスクの着用や換気の確保については、文部科学省の通知や国の衛生管理マニュアルにおいて、具体的に示されており、これまでも教育機関に対し、通知やマニュアルの内容を周知してきております。繰り返しになりますが、国から新たな知見等が示された場合には、教育機関に対し、その内容を踏まえた対応を周知してまいりたいと考えております。

次に、項目５－２についてです。

県教育委員会で作成している学校保健・学校安全関係の手引では、感染拡大防止のため、発生防止の留意点として、児童生徒の健康状態の異常を早期に発見し、措置を講じること、校内の欠席の状況に留意すること、地域での発生や流行状況を把握すること、家庭に対しては、無理に登校させないことなどを啓発することを示しております。

また、発生時には、健康観察の強化、罹患児童生徒には出席停止の措置、学級、学年、学校全体の欠席状況を確認しつつ、学級・学年閉鎖、臨時休業などの措置を取ること、学校内や地域での感染症発生状況などを家庭と共有し、注意喚起を行うことなどを示しております。

教育機関においては、衛生管理マニュアルやこの手引を参考とし、感染予防対策が実施されており、引き続き適切な対応が行われるよう周知してまいりたいと考えております。

最後に項目６－２についてです。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、令和５年２月に新型コロナウイルス感染症対策本部からマスク着用の考え方の見直し等についての通知が

発出されており、それを受けて、文部科学省からマスク着用の考え方が示されています。令和５年５月以降、感染症法上の位置づけに変更はなく、病原性が大きく異なる変異株が出現するなどの事情は生じておらず、国に再検討を求める事由はないと考えております。

中川生涯学習・文化財課長　私からは、陳情第40号－１のうち、項目４、５－１について順次御説明いたします。

まず、項目４でございます。

県教育委員会による旧宮林家住宅の調査等につきましては、昭和44年度に遡ることになります。具体的には、代表的な民家を選び出し、保存することを目的とした国の補助事業、民家緊急調査で旧宮林家住宅の調査を実施しております。実際の調査は奈良国立文化財研究所――現在の独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所に委託し、実施されております。調査内容は、平面図や構造図等の図面作成、使用部材や建具の調査などでございまして、調査台帳及び報告書を作成しております。報告書には旧宮林家につきましては、建物は極めて念を入れて造られており、良質であると記載されております。なお、当時の所有者への助言等についての記録は残っておりません。

続きまして、項目５－１でございます。

民家緊急調査に係る関係書類は、富山県及び独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所で保管されております。また、調査の結果につきましては、報告書にまとめられており、刊行済みでございまして、県内の公立図書館などで閲覧いただくことが可能となっております。

中林刑事部長　私からは、陳情第41号－１、項目４－１について御説明いたします。

県警察におきましては、これまでも犯罪をはじめとする違法行為に対しまして、行為者の国籍にかかわらず法と証

拠に基づきまして適切な対応を行っております。一方、社会情勢が変化する中で、日本人住民と外国人住民が県民として共に支え合いながら社会を築くことなどの重要性も承知しております。県警察では、外国人の方が集住する地域におきまして、外国人を含む地域住民の方などと連携した合同パトロールを実施しているほか、技能実習生が稼働する企業や留学生が在籍する大学、また外国人が集まる礼拝施設などにおきまして、防犯・交通安全講習などを実施しております。引き続き安全・安心な社会の実現に向けまして、尽力してまいります。

瀬川委員長　ただいま当局から説明を受けましたが、これについて御意見等はありませんか。――ないようですので、これで陳情の審査を終わります。

３　閉会中継続審査事件の申し出について

瀬川委員長　次に、閉会中継続審査事件の申し出の件を議題とします。

本委員会の閉会中継続審査事件については、資料の申し出案のとおり議長に申し出たいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

瀬川委員長　御異議なしと認めます。

よって、申し出案のとおり議長に申し出ることに決定しました。

４　教育警務行政当面の諸問題について

（1）　報告事項

資料配布のみ

教育みらい室高校教育充実強化担当

・産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業の追加採択について

教職員課

・令和９年度富山県公立学校教員任用候補者名簿登載状況について

地域部

・夏山警備の実施結果

（2）質疑・応答

佐藤委員

・国の高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を踏まえた改革先導拠点について

・悪質なカスハラ被害相談等への警察の対応について

鍋嶋委員

・県内における外国人が関係する犯罪について

大門委員

・県警察と自衛隊の連携について

鹿熊委員

・新時代とやまハイスクールについて

永森委員

・大規模校のあり方について

瀬川委員長　それでは、報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑、質問はありませんか。

佐藤委員　初めに、教育委員会に質問いたします。今日の報告事項の資料にもありますけれども、国の高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を踏まえた改革先導拠点として、高岡工芸高校と富山商業高校の県内２校が追加採択されたところであります。高岡工芸高校及び富山商業高校の両校それぞれの特色を生かしながら、探求、起業家育成、産学連携、ＡＩ、データサイエンス、実践的な学びを県内の高校全体へ波及させる絶好の機会であろうかと思います。

高岡工芸高校では企業の実習と学校での学びを組み合わ

せるとやま型デュアルシステムを構築し、富山商業高校でも企業実習や校内店舗での経営実習など、実社会と結びついた学びを進めるものと承知をしております。

これまで私も、子供たちが実際に企業や地域と関わりながら、課題を発見し、解決策を考えるアントレプレナーシップ教育の重要性を取り上げてまいりました。今回の取組を単なる職業体験にとどめることなく、地域企業や自治体が抱える課題を高校生がテーマとして取り上げ、企業等と共に解決策を考え、実装までつなげる地域共創型の学びへ発展させるべきだと考えますが、武末教育みらい室課長の所見を伺います。

武末教育みらい室課長　今回採択がありました２校は、基幹産業でありますものづくり分野や産業発展、豊かな生活を支える商業分野の未来を切り拓く人材育成のため、職業体験にとどまらず、産業界等との連携によるリアルで実践的な学びを展開することとしております。

まず、高岡工芸高校では、とやま型デュアルシステムを構築し、学校内での理論的な学びと企業等での実践的な学びを組み合わせて実施いたします。地域産業成長プランの重点分野も踏まえ、例えばものづくり、半導体サーキュラーエコノミーなどを含め、テーマといたしまして、企業等での実習などを通じ、生徒自身が課題を見つけ、解決策の検討やその実行を目指す学びを行います。

また、富山商業高校では、データサイエンス、ＡＩ等の活用を取り入れた専門科目の改革を行うほか、例えば卸小売、流通、農業、交通、観光、ウェルネス、福祉などの中からテーマを設定し、業務の効率化や商品、サービスの提案等までを目指す企業等での実習プログラムの実施、店舗型実習施設で経営革新も行うなど、実践的な学びによりますアントレプレナーシップ教育を展開いたします。

こうした取組を通じて、企業、地域等との連携、協働をさらに強化し、地域と共創した生徒のリアルで実践的な学びの充実につなげてまいります。

佐藤委員　小中学校の夏休みの期間に、東京の足立区のあだち子ども未来起業塾と、こちらで紹介をいただきました富山県の富山ひとづくり財団が実施するみらいの起業家マインド育成塾を参観させていただきました。いずれも、小中学生が主体的に取り組み意見交換をする中で、多様な価値観を認め合い、ウェルビーイングを向上させるといった取組でした。今後もさらに、高校生が共に高め合うような教育に結びつけばと、改めて痛感したところでございます。

次に、富山商業高校では、アントレプレナーシップとＡＩ、データサイエンスを組み合わせた人材育成を進めるということであります。ＡＩが急速に進展する中で、これからの高校教育はＡＩを使えるだけではなく、地域や企業の課題を発見し、データを活用して新たな価値を生み出す力を育てることが重要と考えております。

そこで、今回の富山商業高校での取組を、商業高校だけの特色ある取組にとどめず、県内各高校の普通科、工業科、また農業科などにもＡＩ、データ活用やアントレプレナーシップ教育を波及させる仕組みを構築してはどうかと考えますが、宮池県立高校課長の所見を伺います。

宮池県立高校課長　県教育委員会では、これまでも次世代創出ＰＢＬ推進事業や職業系専門学科チャレンジ推進において、探究型・課題解決型学習やアントレプレナーシップの醸成等の取組を支援するとともに、学校間連携や学科間連携による特色ある取組の広域的な展開を支援してきたところであります。また、それらの取組を波及させるため、とやま探究フォーラムを開催しておりまして、多くの高校生が集い、探究活動の成果を発表し合い、横展開するなど、

活動の充実に努めているところであります。

改革先導拠点の富山商業高校では、アントレプレナーシップとＡＩ、データサイエンスを武器に、本県産業の基盤を支え、未来を切り拓く人材の育成をテーマに、商業教育の改革や企業等との実習プログラム、店舗型実習施設での販売活動等を通じた経営学習など、クロスカリキュラムでの学習を展開し、アントレプレナーシップを育成することとしております。

こうしたＡＩ、データ活用、アントレプレナーシップ教育については、まずは富山商業高校の協力校である中央農業高校や富山工業高校など５校と連携し、新たに整備する施設でのワークショップの開催や専門的な授業の配信などを行います。

また、こうした取組で得られる成果は、初めに申し上げた学校間、学科間連携の取組などを活用して、県内各校に展開するなど、効果の普及を図っていきたいと考えております。こうした取組を通して、社会の変化に必要となる力を育てる実践的な教育を展開してまいります。

佐藤委員　詳しい説明等も併せて今伺うことができましたけれども、今回の採択に伴って、魚津高校、小杉高校と合わせて県内改革先導拠点は県内で４校になりました。それぞれ理数系人材、多様な学習ニーズ、工業人材、商業・産業人材と特色が異なっておるわけであります。

県内高校改革を先導する拠点として期待をしておるところでありますけれども、一方で、先ほどから述べているように、こうした先進的な取組が指定された４校だけの改革となってしまっては、本県全体の高校教育改革につながらないわけでありまして、現在、本県では令和８年度の高校教育改革実行計画の策定を進めておるところでございます。４校の取組を相互に共有、また連携させ、その効果やノウ

ハウを県内の全高校へ段階的に普及させる富山モデルを構築すべきと考えておりますけれども、県として、４校を核にどのように全県的な高校教育改革につなげていくのか、武末教育みらい室課長の所見をお聞かせください。

武末教育みらい室課長　委員御指摘のとおり、改革先導拠点４校の取組の成果を他の県立高校に普及させ、県全体の高校教育改革につなげることが重要であると考えております。このため、まず先導拠点校は普通科、総合学科、職業科、工業、商業と分野や特色が異なる４校といたしまして、さらに同じ学科を有する学校等を協力校として設定し、拠点校に整備する新たな施設や機器を活用した協力校との共同学習や、課題研究テーマに関するワークショップ、学習成果の発信などに取り組み、その成果を共有いたします。

また、現在検討を進めております高校教育改革実行計画では、先導拠点校での取組や成果の他校への戦略的な共有、普及方策等を位置づけることが重要と考えております。創設が検討されております国の交付金などを効果的に活用し、先導拠点校での企業や地域と連携した共創的な学びを、協力校に加え、他の県立高校にも横展開できますよう、例えば協力企業の確保や高校とのマッチングを支援する体制の構築、生徒主体の学びの成果発表の機会の充実、教材の共有やオンライン環境を活用した授業動画の配信など、富山モデルと言えるような取組も盛り込んでいけるよう、検討してまいります。

今後ともこの４つの拠点校を先頭に、県内各校の特色化、魅力化につなげていきますよう、取り組んでまいります。

佐藤委員　改めてお伺いしたのは、この取組に対する期待が高いからです。先導拠点校を中心に協力校も含めた取組であることは承知しておりますが、本委員会で静岡県へ視察に伺う中でも、その取組に対する思いを改めて強く感じた

ところです。国とも連携しながら、何より教育の先進県として、富山県のモデル的な取組がさらに発展していくことを期待しているという意味で質問させていただきました。

引き続き、警察本部に１点だけ質問をさせていただきます。悪質なカスハラ被害相談等への対応についてでございます。

近年、企業等において、顧客からの暴言や威圧的な言動、不当な要求など、いわゆるカスタマーハラスメントが社会問題となっております。こうした行為の中には、暴行や傷害、脅迫、営業妨害などの犯罪に発展するものがあります。

御承知のとおり、こうした中で本年10月からですけれども、企業主に対するカスハラ防止対策が義務化されます。これを踏まえて、今後、県内の企業や支店においても、相談窓口の設置や対応マニュアルの整備などが進むものと考えております。また、本県ではカスタマーハラスメント対応指針を策定し、悪質な場合には警察への通報や弁護士への相談など、組織的な対応を明記されておるところであります。

しかし、暴行、脅迫、営業妨害、長時間の居座りなど、カスハラが犯罪行為に及ぶ、あるいはそのおそれがある場合に、被害を受けた側だけで対応することに限界があろうと考えます。

そこで、企業等からこうしたカスタマーハラスメントについて助言等を求められることもあろうと思いますが、県警察では悪質なカスタマーハラスメントについてどのような対応を行っておられるのか、青野生活安全部長に伺います。

青野生活安全部長　企業や店舗等におけるカスタマーハラスメントについては、顧客等からの暴言や威圧的な言動、不当な要求などが暴行、傷害、脅迫、業務妨害等の犯罪行為

に該当または発展する可能性もあることから、従業員の安全確保の観点からも、企業等と連携した対応が重要であると認識しております。

県警察では、防犯講習等の機会を通じ、こうした事案について、犯罪行為に該当する場合はもちろん、発展するおそれがある場合においても、遠慮することなく警察へ通報、相談するように呼び掛けているところであり、相談等を受けた県警察としましては、関係部門が連携し、必要な指導や助言、他の専門機関の教示、相手方への警告などを行っているほか、法と証拠に基づき、検挙等の対応を講じているところであります。これ以外にも、企業等と協働で窓口対応訓練を行うとともに、複数従業員での対応等の具体的な方策や防犯カメラの設置、運用等に関する指導を行っております。

引き続き県警察では、企業等におけるカスタマーハラスメントについて関係機関や企業等と連携しながら、適切に対応してまいります。

佐藤委員　力強い答弁ありがとうございます。

線引きがなかなか難しい中で、迷うこともあるかと思いますけれども、遠慮せずに警察へ相談してほしいということでありました。警察がバックにいるというだけでも、安心感につながるものと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

鍋嶋委員　私からは、多文化共生について質問させていただきます。

富山県では現在、国籍や民族等にかかわらず、県民が安心して暮らし活躍できる地域づくりを目指し、多文化共生に関する条例の素案を公表し、県民から意見を募集しているところであります。

県内の外国人住民は令和８年１月１日現在で２万5,714

人となり、外国人労働者も増加する中、今後さらに外国人との共生が進むことが見込まれます。

一方で、今回の定例会でも質問が幾つも出たように、多文化共生への取組については県民の間でも様々な意見や不安の声が聞かれます。実際に外国人を目の前にすると、怖いや身構えてしまうと感じる方も少なくなく、こうした不安な気持ちにも丁寧に向き合う必要があると考えます。

こうした中で、県民の安心・安全を確保するためには、外国人が関係する犯罪についても正確な実態把握が重要だと考えます。

そこで、県警では外国人が関係する犯罪について、検挙件数や人数だけでなく、国籍、在留資格、就労者か旅行者か、就労者であれば職種や雇用形態、犯罪の種類、発生地域など、どこまで細かく集計、分析しているのか。また、こうしたデータを過去と比較し、外国人が関係する犯罪の増減や傾向を継続的に把握しているのか、中林刑事部長に伺います。

中林刑事部長　県内の外国人住民の増加などに伴いまして、外国人犯罪も増加する中で、県警察におきましても、外国人犯罪に関しまして、委員の御指摘にあるような様々な観点から分析などを行うことによりまして、効果的な捜査、防犯活動などを図っております。

加えまして、治安情勢に関する適切な情報発信の観点から、一般的な犯罪統計に加えまして、外国人犯罪につきましては、国籍、在留資格、犯罪の種別などの項目ごとに集計をしておりまして、その結果を年１回ウェブサイトなどで公表しております。

引き続き関係機関などとも連携しつつ、外国人犯罪を含む治安情勢の適切な把握、分析、広報などにより、県民の安全・安心確保に努めてまいります。

鍋嶋委員　ある程度、実際の数字も聞けるかと思ったのですけれども、だいたいで結構なので、ここ数年の増減はどういったものでしょうか。

中林刑事部長　外国人犯罪の検挙件数、人員の推移によれば、令和５年が刑法犯113件、令和６年が152件、令和７年が192件となっております。人員に関しましては、過去３年でいいますと、令和５年が刑法犯68人、令和６年も68人、令和７年は78人となっております。

鍋嶋委員　やはり年々増えてきているのは、それだけ外国人が多いからだと思う一方、これからもどんどんと外国人は増えてくるだろうし、そういったところにはしっかり目を光らせてもらえたらと思うところであります。

外国人が関係する犯罪について、国籍や在留資格、犯罪の種別などの状況を把握していると伺ったわけですけれども、こうしたデータを犯罪の防止、そして再発防止につなげていくことが重要だと思っております。

そこで、例えば就労している外国人による犯罪が一定の業種、または雇用体系に集中しているなど傾向が明らかになった場合、県警として、いろいろな機関と協力し、その情報を共有しながら、雇用主や派遣事業者、監理団体などに対して、法令遵守や適切な管理について指導や注意喚起を行うことはあるのでしょうか。また、実態分析の結果について、外国人犯罪を未然に防ぐための具体的な対策にどのように生かしているのか伺います。

中林刑事部長　県警察におきましては、把握した外国人犯罪の実態などを踏まえまして、技能実習生が稼働する企業や監理団体、留学生が在籍する大学、また外国人が集まる礼拝施設などの外国人が多いコミュニティにおきまして、防犯講座を行うなどの方法によりまして、県内の外国人などが犯罪に巻き込まれたり、関与したりすることのないよう、

広報啓発や注意喚起などを広く行っております。

加えて、外国人犯罪の分析結果を踏まえまして、関係機関などと連携の下、犯罪インフラ対策や水際対策といった犯罪の未然防止対策の効果的、効率的な推進を図っております。引き続き実効性のある未然防止対策に努めてまいります。

鍋嶋委員　集計をとって分析していく中で、介護関係に勤めている方が多いのか、建設業が多いのかということが明らかになってきたときには、そういったところをしっかり指導するなり、または雇用主や派遣している事業者に何かしらのペナルティーも必要かと思います。そうすることで、多文化共生が進み、県民が安心して暮らせることにつながるものと考えております。

安心・安全を土台とした多文化共生を進めるためにも、県警の皆さんに頑張っていただけたらと思いますので、またよろしくお願いします。

大門委員　私からは、自衛隊と富山県警との連携についてお伺いいたします。

自衛隊は皆さん御存じのとおり、特殊な訓練を受け、高度な技術や知見を有しながら、国民の生命と安全を守り、国防の最前線で任務に当たっている方々であると認識しております。

近年では国防だけでなく、災害など国民の生命や生活が脅かされる場面においても派遣されているものと思っております。

富山県におきましても、2024年に起きました能登半島地震で派遣していただきましたし、2021年には鳥インフルエンザの殺処分でも自衛隊の派遣がありました。そして、大雪もその年にありまして、北陸自動車道の運行ができなくなり、そこでも自衛隊の皆さんに助けに入っていただいた

ことがありました。

そういった災害派遣に限らず、日頃から県警の皆さんと自衛隊の皆さんは連携しておられると思いますけれども、現在、県警と自衛隊はどのような分野で連携をし、どのような取組を行っているのか、井上警備部長にお伺いします。

井上警備部長　ただいま御指摘をいただきましたように、県警察では災害や山岳事故の発生時における自衛隊などとの連携の必要性を視野に、常日頃から各種取組を行っております。具体的には、災害対応に関しましては、富山県警察災害警備計画を策定いたしまして、呉羽山断層帯などを震源とする地震や、弥陀ヶ原の火山噴火、豪雨による土砂災害などの大規模災害の発生を念頭に置いた訓練を自衛隊と合同で定期的に実施しているほか、山岳事故対応に関しましては、県警察が実施している山岳遭難救助訓練に航空自衛隊小松救難連隊が参加しているところであります。

引き続き、災害や山岳事故の発生において、自衛隊などの関係機関との緊密な連携の下、適切な対処を取ることができるよう、準備に万全を期してまいります。

大門委員　このように、日頃から山岳事故や災害を想定した訓練をしていることは、県民にとっても安心材料の一つであると考えております。また、今後の連携強化も非常に大事だと思っています。

こうした自衛隊の方々――例えば任期付自衛官などで、任期を終えた方々が富山県警で働けないかと思っているところであります。特殊な訓練を受け、高度な技術であったり、災害現場などの、いろいろな場面での知見を持っておられる方が県警で働くことによって、より県民の安心・安全が守られるのではないかと感じているところでありますけれども、現在、富山県警に自衛隊出身の方が何人おられるのか、中村警務部長にお伺いいたします。

中村警務部長　県警察内における自衛隊出身者の数につきましては、正確な人数は把握しておりませんが、相当数の自衛隊出身の警察官等が業務に従事しているものと承知しております。また、こうした自衛隊出身の警察官等につきましては、委員御認識のとおり、専門的な知識や厳しい訓練で培った体力を生かして、災害対応に従事する警備警察をはじめ、地域警察、刑事警察、交通警察と様々な分野で活躍しております。

大門委員　人数を把握していないかもしれませんけれども、そういった職員の方が一定数おられることは、非常に心強く感じます。

そこで、一つ事例を挙げますけれども、今年、警視庁は自衛隊の方々と連携協定を結びました。どのような連携協定かといいますと、任期を終えた自衛官に対して、警察官採用に関する情報を提供したり、後押しをするという連携協定を結びまして、任期制自衛官の方々が次の再就職先として警視庁に勤めるといったスムーズな流れを作られました。そういったことは先ほども言いましたけれども、私たち県民に対しても安心材料になりますし、特殊な知見を持っておられる方、技術を持っておられる方が県警に入ることは非常に頼もしいと思っております。今まさしく警察官のなり手不足という中で、こういったことも視野に入れながら、採用活動を強化してはどうかと思いますけれども、中村警務部長にお伺いいたします。

中村警務部長　委員御指摘のとおり、近年の警察官の採用というのは、少子高齢化に伴う就職適齢人口の減少でありますとか、民間企業との人材確保競争の激化等の背景に、厳しい状況にあるということでございます。

県警察では、ＳＮＳを活用した効果的な広報活動や採用の間口拡大等の各種取組を推進しているところでございま

す。

先ほどお話にありました自衛隊との連携につきまして、８月に警視庁が自衛隊と採用活動に関する協定を締結し、合同で業務説明会を行うほか、任期制自衛官向けに警視庁の採用情報を提供するなどの連携を図っていると承知をしております。

一方、県警察におきましても、昨年令和７年５月に任期制自衛官を対象に、県警察を再就職先として認識していただくための説明会を実施しているほか、自衛隊と連携した人材確保の取組として、同年、令和７年６月に県警察学校において、自衛隊を含む公安系公務員の合同説明会を開催したところでございます。県警察では、他県の取組も参考に、自衛隊を含めた社会人経験者の採用の充実に向け、関係機関または各種団体との連携に努めるなど、引き続き人材確保に向けた取組を推進してまいります。

大門委員　警視庁のように連携協定を結ばずとも、そういった取組をして、再就職先として県警を認識してもらうことは非常にいい取組だと思っております。まさしく今、人手不足の中で、どのように人材確保していくか、幅広い観点からやっていかなければいけないと私自身も感じているところでありますし、また引き続きよろしくお願いしたいと思います。

鹿熊委員　私からは、新時代とやまハイスクール構想の第１期設置方針案につきまして、質問したいと思っております。この議会でもいろいろとこれに関する質疑がございましたし、意見交換会やパブリックコメント募集もなされている中で、私も素案を読んでみて、これはどうなのだろうと思ったことについて、数点質問したいと思っております。

総合教育会議が10月中旬頃開かれまして、新時代とやまハイスクール再構築ガイドラインの取りまとめと、新時代

とやまハイスクール第１期設置方針の取りまとめがなされるということでありますから、あと半月余りでそのようなまとめに入っていくと認識しております。

そういう中で、この第１期設置方針によれば、令和11年４月に第１期がスタートし、グローバルハイスクールは設置場所を富山高校に、また未来探求ハイスクールタイプ１は設置場所を富山商業高校と高岡商業高校に、タイプ２は滑川高校と小杉高校に設置すると記載されております。

そこで、10月中旬に取りまとめられれば、準備期間は実質あと２年ちょっとということになってくると思います。これから具体的な検討に入っていくというお話もございましたし、少し先走った話かもしれませんが、移行準備校５校において、どのような体制で新しい高校のスタートに向けて準備をしていくのかということです。当然、当該高校は通常の学校運営を継続しなければなりません。そういう中で、新しい高校の設置場所として指定されており、それぞれの高校が中心となり、県教育委員会と一体となって新しいタイプの高校のスタートに向けて準備をされていると思うのですが、そのためには、必要なカリキュラムを教えるに足る教員の確保、一定の能力を有しておられる教員の確保も当然必要になってくると思っております。

そういうことをもろもろ含めて、各５校において、どのような体制で新しい学校づくりの準備をしていく方針か、教員確保の方針と併せて、丸田課長にお聞きしたいと思います。

丸田県立高校改革推進課長　御指摘いただきましたとおり、第１期校の設置に向け、対象となる高校と県教育委員会事務局による検討体制を構築し、準備を進めていくことが必要であると考えております。まずは第１期校の具体化に向けた実質的な検討を行いますため、事務局内に関係課で構

成しますプロジェクトチームというものを立ち上げ、検討を始めております。今後、第１期設置方針が取りまとまり次第、新時代ハイスクールを設置する高校や閉校となる高校の校長などを加え、高校ごとに学科構成や教育内容、設置する部活動、必要な施設、設備など、具体の議論を加速し、学校の骨格作りに向けた検討を進めたいと考えております。

その上で、来年度早々には、各校に開設準備室を設置し、職員の体制も強化して、学校づくりの詳細を詰めてまいりたいと考えております。その際には、私どもの課を中心に、事務局において全体を取りまとめ、進行管理をしながら、各校における新しい学校づくりを支援するとしており、来年中をめどに、第１期設置計画を取りまとめたいと考えております。

また、御指摘のとおり、新時代ハイスクールにおける新たな学びに対応できる資質、能力を有した教員の育成と確保が必要でございます。このため、それぞれの高校でどのような人材が必要となるか検討を行い、例えば未来探求ハイスクールにおける部活動の指導者など、専門的知見を有する外部人材の活用や、グローバル教育を担う教員などの資質向上のための計画的な研修の実施、こうしたものなどに各校と連携し、必要となる教員の育成と確保に取り組んでまいりたいと考えております。

鹿熊委員　大筋は分かりました。決まった以上は、令和11年４月に向けてやっていかなければなりません。この課にプロジェクトチームを設置してあるということですが、５校同時にスタートしていくわけなので、余計な心配かもしれませんが、課の人員は足りているのか気になるのですがどうですか。

丸田県立高校改革推進課長　当課には教員を経験している研

究主事もおりますし、県立高校課の指導主事とも連携しながら、体制を構築していくことを考えております。

鹿熊委員　しっかり準備を進めていただきたいと思います。

今の質問にも関連するわけですが、この設置方針を読みますと、例えばグローバルハイスクールでは、探究×生成ＡＩによる学びを推進する、あるいは英語の授業においては英語×生成ＡＩによる学びを推進するなどと書いてあるわけです。当たり前のように生成ＡＩという言葉が出ています。あと２年ちょっとでこの新しい高校が１年生からスタートするということですが、そもそも富山県高校教育における生成ＡＩやＡＩの活用について、現在どのような位置づけになっているのか、教育大綱などを見ましてもあまり分からないので教えていただけませんか。

丸田県立高校改革推進課長　私は教員ではなく行政職であるため、学校現場で今どのようにというところまで、知見を有しておりませんが、第１期設置方針では、今御紹介いただきましたとおり、グローバルハイスクールの中で探究×生成ＡＩ、また、未来探求ハイスクールでもＡＩやデータサイエンス、こうしたものを活用していくとしております。その取組例でございますけれども、探究を行う際の壁打ち相手などにもなってくることは想像できますし、また、非常に科学が日々進歩しているものですから、今後ますますこうしたものの活用は必要になってくるであろうと、そうしたことから方針に例示として書かせていただいておりますが、今後の学校づくりの中で、教育課程でどのように活用していくかも含めて、このあと第１期設置方針が取りまとまった後、そこの具体的な検討はこれから加速していきたいと思っております。

鹿熊委員　とても大事なところではないかと思っております。教員の中でも、生成ＡＩを活用するレベルに達している方

もおられれば、そうでない方もおられるかもしれませんし、教員の確保を含めて、果たしてこういった内容の授業が令和11年４月からできるのか、しっかりと準備していただきたいと思っております。

次の質問ですが、同じく未来探求ハイスクールの教育課程を見ますと、そのイメージが出ておりまして、そこに余白の時間を創出するとあります。この余白の時間というのは、多分この未来探求ハイスクールの一つの特色であろうと思うのですが、そもそもこの余白の時間というのはどのような時間なのか、その趣旨を問いたいと思います。

丸田県立高校改革推進課長　未来探求ハイスクールでは、県外進学者の増加や県立高校の志願倍率の低下などから、県立高校の魅力化に向け、学習内容を選択できる仕組みや、誰一人取り残されない教育の実現などを図ることとしてございます。第１期設置方針案では、具体的な学校像についてさらに議論を進めまして、得意を生かせる学校と、なりたい自分を見つけることができる学校、この二つのタイプの学校をお示しし、その両方のタイプにおいて、卒業に必要な単位数を最低限の74単位として、余白の時間を創出する案としてございます。

これは国の次期学習指導要領の検討における高等学校の教育課程の柔軟化や生徒の主体的な学びにもつながるものと考えております。

例えば、余白の時間を生徒が興味関心や進路希望に応じ、専門的な学習あるいは基礎的な学習、部活動の時間、学校外での大学の講義受講や地域貢献活動などに充てることで、生徒の夢中になれる時間や可能性を広げる時間を充実させたいと考えたものでございます。

また、余白の時間は、教員にとっても、自らの資質、能力を高め、授業改善を図るための時間的余裕にもなり、多

様な生徒の深い学びにつながることを期待しております。

新時代ハイスクールの第１期校として、生徒の様々な挑戦を後押しできる学校となりますよう、学校現場の教員と共に具体的な学校づくりを進めてまいりたいと考えております。

鹿熊委員　それでは、次に進みます。

未来探求ハイスクールのタイプ２で、なりたい自分を見つけることができる学校というところに、特にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置を充実させると書いてあります。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーはとても大事な役割を担っておりまして、私の思いでは、この未来探求ハイスクールのタイプ２だけでなく、全ての高校において必要だと思っておりますが、設置方針案において、特にタイプ２のところでこの２つの職の配置を充実する理由は何かあるのですか。

丸田県立高校改革推進課長　委員に御指摘いただきましたとおり、生徒が安心して学べる環境の整備は、全ての県立高校において重要でございます。このため、これまでも県教育委員会では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを確保し、全ての県立高校において、相談体制の充実に努めてきたところでございます。

こうした中、不登校経験のある生徒や外国籍の生徒の増加など、多様な背景を持つ生徒への支援ニーズがさらに高まってきており、柔軟な教育課程の編成や基礎学力の習得も含めました、生徒一人一人に応じたエンパワーメント教育の提供がさらに求められてきていると考えております。エンパワーメント教育といいますのは、その実施方針の中で、将来必要となる教育内容として位置づけたものでございます。

このため、未来探求ハイスクールのうち、タイプ２のな

りたい自分を見つけることができる学校では、複数の系列の科目から学習内容を選択できる総合学科での開設を視野に、不登校経験のある生徒など、多様な背景を持った生徒を含む誰一人取り残されない教育の提供に力を入れたいと考えております。このため、第１期設置方針案では、御紹介のとおり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、日本語指導員などの配置を充実させ、生徒の自信を育む学びや生徒の主体的な進路選択を支援していく方向としたところでございます。

具体的な検討につきましては、これから学校現場の教員と共に行っていくことになりますが、これまでの県教育委員会によるスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置に加えまして、学校独自の外部人材の活用など、未来探求ハイスクールの相談支援体制の充実に向け、今後さらに検討を重ねてまいりたいと考えております。

鹿熊委員　説明を聞きまして、ある程度理解しました。このタイプ２の高校は、外国人の児童生徒や不登校経験者が入学してくる高校でもあると理解をさせていただきました。

それでは、最後の質問でありますが、よく県内の建設業者の方と話をいたしますと、本当に人材不足だということをよく聞きまして、データにおいても、最も人手不足の業界が建設業界だと思っております。

そこで、まず県内県立高校の建設系――土木、建築の学科を有する高校とその直近の定員と充足度、それから卒業後の進路について、把握しておられる数字等をお聞きしたいと思います。

丸田県立高校改革推進課長　現在、建設系の学科を有します県立高校でございますが、桜井高校の土木科、定員は40人、富山工業高校の建築工学科40人、また、土木工学科40人、高岡工芸高校の建築科40人、そして土木環境科40人がござ

います。これらを合わせまして、県全体で３校５学科、募集定員は合わせて200名となっております。今年度、令和８年度の充足率につきましては、桜井高校の土木科が82.5％、そのほかは全て100％でございます。また、進学、就職といった進路につきましては、直近のものとしまして、令和６年度卒業生の数字となりますが、桜井高校土木科は就職が72.5％、富山工業高校建築科は同じく就職が80.6％、土木工学科は85.0％、高岡工芸高校の建築科は就職が35.9％、土木環境科は75.0％でございます。合わせますと、全体では就職が69.5％となっております。

なお、来年度には、砺波工業高校にも建設系学科を開設することとしておりますが、砺波工業高校は一括募集を行い、入学後に進む学科を選択することになりますことから、合わせて100名のうち何名と決まった線は引いておりませんが、100名の内数で建設系学科を開設することとしております。

鹿熊委員　令和６年度は全体で就職が69.5％とのことですが、この中から建設業界への就職の割合は分かりますか。

丸田県立高校改革推進課長　建設業を含む関連就職という形での把握になりますけれども、まず桜井高校土木科でございますが、関連就職は58.6％、富山工業高校の建築工学科では関連就職が100％、土木工学科では97.1％、高岡工芸高校の建築科では71.4％、土木環境科では62.5％、合わせまして県全体では、関連先への就職が80.0％でございます。

鹿熊委員　もちろん、高校だけではなくて、いろいろな分野から建設業界に入ってこられた方もおられますが、建設系の高校は建設業界へ人材を送り出す重要な機関であることを改めて認識するわけであります。

そこで、新時代とやまハイスクール構想では建設系の学科はどの類型の高校に設置される予定なのか。それは第１

期、２期、３期の第何期になるのかということも併せてお聞かせいただければと思います。その上で、このハイスクール構想の中において、建設業界の人材確保のニーズにどのように応えていくのか伺います。

丸田県立高校改革推進課長　新時代ハイスクールにおける建設系学科の設置につきましては、具体的には今後の各校の建設系学科の志願状況なども踏まえながら、構想を推進していく中で、検討をさらに進めていくこととなります。

例えば、工業科など職業系専門学科からなる実践ハイスクールというものを第３期に県東部、西部に１校ずつ設置する案としております。あるいは、地域の担い手育成確保などの観点から、サテライトキャンパスでの設置という可能性も考えられます。さらに、その他の新時代ハイスクールへの学科やコースに併設する方法も考えられるところでございます。少なくとも第３期の実践ハイスクールでの設置に当たりましては、これまでも建設業界をはじめ各業界から、人材確保などのニーズについても御意見を頂戴してきておりますので、そうした御意見も含め、第２期、第３期などの検討の中において、さらに具体化していくことになろうかと思っております。

今後、実践ハイスクールなどの具体の学校像の検討を進めます中で、建設系学科の設置を含め、それぞれの学校や学科、あるいはコースに何が求められるかなどについて、さらに建設業界や学校関係者などの御意見もお聞きし、検討を進めたいと考えております。

鹿熊委員　第３期設置予定の実践ハイスクールが建設系人材を養成する高校であるということは分かりました。

申し上げたいのは、現在の定員数、それから新しくできる砺波工業高校の生徒数を含めて、その数は確保しないと建設業界のニーズに応えることはできないのではないかと

思いますし、業界の方と話をいたしますと、定員数を減らされては困るという非常に強い要望があります。

そういったことも十分念頭に置いて、現在の実践ハイスクールを東西２校に設置する考え方では、建設系では定員200人に行かないと思うので、様々な考えで、多様な受け皿を作っていかなければならないと思っております

永森委員　委員長、デジタルサイネージを使用してもよろしいですか。

瀬川委員長　許可いたします。

永森委員　通告していませんけれども、昨日の予算特別委員会の質疑を踏まえての質問ということで御容赦いただきたいと思っております。昨日聞いておられない方もいらっしゃると思いますので、その前提となる資料を含めて提示させていただいたところであります。

大規模校のことであります。お示ししている資料について、一番上の欄に2038年以降の中学校卒業予定者数を記載しております。２段目がそれに0.7を掛けまして、県立高校全日制の入学者見込みを示しております。

資料を見ますと、2038年が大規模校の開設年度ですけれども、その２年後となる2040年には、県立高校の入学者見込みは、ざっくりと3,720人ぐらいになります。そうしたときに、各学校の配置がどうなるか私が試算をしたこの資料を昨日もお示しさせていただきました。

県立高校全日制の定員の現状は、全体の約４割が県西部、全体の約６割が県東部、つまり富山市以東ということであります。大規模校の定員480名は、今、県東部に割り振りをしております。教育長に代わりまして昨日は蔵堀副知事が答弁に立たれましたけれども、大規模校へは県全域から生徒が通うので、480名全てを県東部に割り振るのは、誤りとは言いませんでしたけれども、前提が違っているので

はなかろうかという趣旨の御答弁がありました。

今年の２月定例会では、岡﨑議員から、大規模校ができる富山市に生徒が集中するものだから、富山市以外の学校配置のバランスが崩れてくるのではないかという趣旨の質問をされています。それに対して、知事は「議員の御懸念にもありますように、県内のほかの地域への影響も考慮しなければならないと考えております。なので、基本的には富山市内の県立高校を対象に、新たな取組を加えて再構築する形で検討することにしています。」と答弁をされました。私はこの答弁と矛盾があるのではないかと申し上げました。教育長であればもう少し突っ込んだお話もと思いましたけれども、代理で蔵堀副知事が出ておられましたので、これ以上申し上げてもということで、引き取ったわけであります。

そこで、この点について、丸田課長の見解をまずお聞きしたいと思います。

丸田県立高校改革推進課長　まず、今年の２月定例会の一般質問での岡﨑議員への知事答弁でございますが、大規模校は富山市内に設置するが、他の地域への影響を考慮する必要があるため、基本的には富山市内の県立高校を対象に再構築する形で検討すると答弁しておられます。また、その答弁に関し、３月19日の教育警務委員会で永森委員より私のほうに御質問いただきまして、知事の考えと変わりはございませんと答弁しております。その上で、今、御指摘をいただきました、昨日の蔵堀副知事の答弁につきましては、これまでの県の考え方のとおり、再構築は富山市内ということですので、議場では県の東部という表現をされましたけれども、県の東部で行うが、県の東部、西部、それぞれで子供が今後減少していくということ、また、大規模校は全県から通いやすいようにするとしていることから、全県

から入学されることとなるというようなことを申し上げたと承知しております。

永森委員　これまでの考え方に違いはないということであります。私は今後このようになってくるのではないかと資料をお示ししたわけです。それに対して、そもそもの前提が違っていますというようなお答えと私は受け止めたのですけれども、そのようなことはないということでよろしいですか。

丸田県立高校改革推進課長　はい。繰り返しになりますが、大規模校は富山市内に設置いたしますが、他の地域への影響を考慮する必要があるため、基本的に富山市内の県立高校を対象に再構築していくという考えでございます。

永森委員　このとおりであると理解をいたしました。その上で、昨日の質疑の中で、どのようなお話があったかというと、2040年の大規模校以外の19校の生徒数平均は170.4人で、今も生徒数平均は174人ぐらいだから、今と変わらないでしょうということをおっしゃいました。でも、今と本当に変わらないかというと、私は結構変わると思っています。というのは、先ほどから出ていましたグローバルハイスクールを今６学級で富山高校につくるとされていますが、私の試算では2040年には４学級にならざるを得ないのではないかと思っています。

富山市内の高校は今も大きい学校ばかりですよね。富山中部高校、富山東高校、富山北部高校、富山商業高校ももちろんそうです。富山南高校、富山いずみ高校も５学級と、大きな学校が富山市内にたくさんあって、それを選択肢として求めているニーズは必ずあると思っているのですけれども、大規模校の12学級480人にこだわると、そういう構成は多分困難になると考えております。それは私の試算が誤りだと言われればそれまでですけれども、そうでない限

りは、そうなっていかざるを得ないと思っているのです。そのあたりはどう思われますか。私の試算がでたらめなものなのかということもお聞かせいただきたいと思います。

丸田県立高校改革推進課長　少子化の進行によりまして、中学校卒業予定者数が今後も減っていくことは残念ながら避けられないと、今分かっているところでも御指摘の2040年まで減り続けていき、さらにその先も減っていくのではないかということは、日本全体での問題の一つかと思っております。

今、お示しされた試算は、間違っていると決して申し上げるつもりはございません。ただ、その具体の学校、どこを何学級にしていくかということは、このあとの生徒の志願状況でございますとか、各地域の生徒数の状況を踏まえながら検討していかなければいけない問題であると考えております。

永森委員　結論として、申し上げたいことは、大規模校を480人という規模でつくっていく、その施設整備も伴いながらやっていくということは、ただ学級数を増やしたり減らしたりで済む問題ではなく、非常に大きな話であるということです。開設からわずか２年後にこうなることが既に分かっている中において、この現状を踏まえながら準備しなければいけないわけでありまして、先ほどから大規模校の役割が果たせるような学校規模や学校配置を考えたい、その上でバランスも考えて丁寧に検討したいとおっしゃっておられます。なので、このガイドラインで12学級程度を目安とするとあえて書かず、今、丸田課長がおっしゃったとおりに書き換えればいいだけではないかと私は思っております。その役割を果たせる規模をしっかり確保することが、今ガイドラインに示せるぎりぎりのラインではないかと思っています。

これ以上、丸田課長にお聞きするのは大変申し訳ないと思うので、これ以上聞きませんけれども、私の意見は申し上げたとおりです。その辺もまた検討されながら、今後のガイドラインの策定につなげていただければと思います。

５　行政視察について

瀬川委員長　次に、閉会中の継続審査事件の調査のための行政視察について議題といたします。

県内行政視察については、必要に応じて能動的に実施していきたいと考えており、その実施に当たっての日程調整等については委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

瀬川委員長　御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

瀬川委員長　以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。――ないようですので、これをもって教育警務委員会を閉会します。